

一般廃棄物の剪定枝等を排出する皆様へ

今、お持ち込みの
施設では処理手数料
がかかりますが…

石狩市にある道央地区未利用
バイオマス供給協議会に
持ち込めば



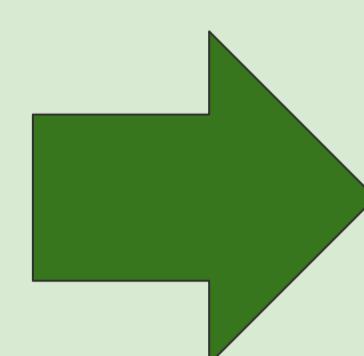
剪定枝は有償で 買い取っています

石狩地域バイオマス発電所 で使用する
燃料として活用されます

剪定枝(葉がついていて
も可)、伐根、タンコロ等
が対象です
なお刈草、建設資材廃棄
物は含まれません

ぜひご検討ください

詳しくはこちら



道央地区未利用バイオマス供給協議会
ホームページ
<https://ishishin.or.jp/>

「販売・買取」→「一般材(間伐由来ではないもの)の買取について」を選択



道央地区未利用バイオマス供給協議会事務局:石狩市森林組合 電話0133-78-2545

●事前に申し込む必要があります。

~協議会ホームページをご確認ください

●運搬について、剪定作業を行った事業者が自ら運搬す
る場合を除き、運搬を委託する場合に注意が必要となる
ことがあります。

~詳細は裏面をご覧ください

協議会では有償で買取りますが ...



協議会への運搬に際して
以下の一般廃棄物収集運搬業の許可についてご確認ください

運搬者	費用	イメージ及び運搬者の許可の要否
排出者 自身が 運搬	—	 <p>剪定等を行った事業者自ら が剪定枝等を運搬する場合 は、これに該当します。</p> <p>一般廃棄物収集運搬業許可は不要</p>
	協議会の買取 価格が運搬費 より高い	<p>トータル プラス</p> <p>トータル マイナス</p> <p>一般廃棄物収集運搬業許可は不要</p>
運搬の 委託を 受けた 者	協議会の買取 価格より運搬 費がかかる	<p>トータル マイナス</p> <p>札幌市と石狩市両方の一般廃棄物収集運搬業許可が必要</p> <p>次のいずれかをご検討ください:</p> <ol style="list-style-type: none">① 札幌市の清掃工場・破碎工場へ運搬。(ごみ処理手数料がかかります) ※札幌市の許可を持つ収集運搬業許可業者に委託してください。② 協議会へ運搬。 ※両市の許可を持つ収集運搬業許可業者に委託してください。

剪定枝等についてのお問い合わせ先

札幌市環境局循環型社会推進課

電話011-211-2912

一般廃棄物収集運搬業許可のお問い合わせ先

札幌市の許可:札幌市環境局事業廃棄物課

電話011-211-2927

石狩市の許可:石狩市環境市民部ごみ・リサイクル課

電話0133-72-3126